

平成15年厚岸町議会第1回定例会		
平成15年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成15年3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成15年3月20日 午前10時01分
	閉 会	平成15年3月20日 午後 2時22分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 島 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 18名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教育長	富澤泰
助役	大沼隆	教委管理課長	柿崎修一
収入役	黒田庄司	教委生涯	松浦正之
総務課長	田辺正保	学習課長	
行財政課長	斉藤健一	監査事務局長	阿野幸男
まちづくり 推進課長	福田美樹夫	農委事務局長	農政課長兼務
		教委体育 振興課長	澤向邦夫
税務課長	大野榮司	教委指導室長	大場和典
町民課長	古川福一	水道課長	山崎国雄
保健福祉課長	久保一將	病院事務長	大野繁嗣
環境政策課長	松澤武夫	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
農政課長	西野清		
水産課長	小倉利一	デイサービス センター施設長	玉田勝幸
商工観光課長	高根行晴		
建設課長	北村誠	行財政課長補佐	小島信夫
保健福祉 課長補佐	大崎広也	水道課長補佐	佐藤雅寛
		農政課長補佐	竜川正憲
病院事務次長	林讓治	病院総務係長	北川勝雄
監査委員	今村實		

委員長 委員会を再開いたします。

開会時刻 10時01分

委員長 議案第5号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

第1条の歳入予算から進めてまいります。

452ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目下水道費負担金。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料。2項手数料、1目下水道手数料。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

ございませんか。

(なし)

委員長 6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金。2項雑入、1目雑入。

7款町債、1項町債、1目下水道債。

ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、歳出に移ります。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費。2目管渠管理費。3目処理場管理費。4目普及促進費。2項下水道事業費、1目公共下水道事業費。

3款公債費、1項公債費、1目元金。2目利子。

4款予備費、1項予備費、1目予備費。

ございませんか。

(なし)

委員長 468ページから470ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、15ページにお戻り願います。

第2条の債務負担行為について。17ページの第2表債務負担行為、471ページの債務負担行為に関する調書でございます。

ありませんか。

(なし)

委員長

次に、第3条地方債について。18ページの第3表地方債、472ページ、地方債に関する調書であります。

ございませんか。

(なし)

委員長

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第6号 平成15年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について。

474ページ、歳入から審査を進めてまいります。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目生産物売払収入。

ございませんか。

(なし)

委員長

歳出に移ります。

1款事業運営費、1項事業運営費、1目事業運営費。

14番。

14番

ここでちょっとお聞きしたいんですけども、これから菌床センターも、キノコの生産も始めるということがございます。それで、今菌床センターにいる職員あたりに、キノコの生産を初めてするわけですし、それから、やはり今種菌がどんどんバイオテクノロジーの発達によって変わっているわけです。そういう中で、職員の研修が私はこれから必要ではないかと思うんです。やはり生産者も新しく入ってきたり、まだ始めて2年、3年という方もおられますし、そういう新しい生産者に対

する、我々古い生産者もそうなんですけれども、やはり菌床センターあたりがきちっとしたノウハウを獲得して、我々生産者に適切な指導をする必要があると思うんですよね。そういうわけで、職員に対しての研修なんかは見ておられますか。

委員長

農政課長。

農政課長

キノコの栽培の技術の向上の研修ということで、おっしゃられるとおり、キノコについても日進月歩で技術が進んでいるわけでありまして、やはりそういった研修は必要になるかということでございまして、今年度の予算におきまして、視察研修のための旅費として約20万円ほど前年度より多く見ているということで、職員の道内研修ということで予定をしているところであります。

委員長

14番。

14番

道外ですか、道内ですか。

委員長

農政課長。

農政課長

一応道内ということで今のところ考えております。

委員長

14番。

14番

やはり研修を行うとすれば、キノコメーカーは大半が本州にあるわけです。やはり本州のそういう研究所だとか、実際その研究センター等、大きいメーカーは持っていますから、そういうところに行って、菌の伸びがどうなっているか、そういう本当の根本から、顕微鏡を眺めて、そういう本質からやはり勉強する必要があると思うんです。道内にはちょっとそういう施設はないと思うんですけれども、道外の本州にあるメーカーに行って、きちっとした勉強をする必要あると思うんですね。その辺、もう一回ちょっとお答え願います。

委員長

農政課長。

農政課長

ただいまの答弁、ちょっと間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

この予算につきましては、道内1回と、それから本州、一応群馬県ということで予定をしております。

申しわけありませんでした。

委員長

14番。

14番

それは大変結構なことです。やはりこれは専門的な知識を身につけてもらわないと適切な指導にならぬと思えますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それと、これはあれですか、今年1年だけという予定なんですか。これからも毎年そういう研修業務を続けるということなんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 当面、今年ということで想定をしておりますが、状況に応じて今後についても検討をさせていただくということでご理解を賜りたいと思います。

委員長 14番。

14番 キノコといえども、1週間や10日行ってマスターできるというふうにはならんわけですよ。これは毎年、やはり何回も行かないと、これはなかなか習得できるものではないと思うんです。できれば、完全にマスターできるまで継続していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長 町長。

町長 私からお答えさせていただきます。

きのこ菌床センターのみならず、役場職員の研修が極めて重要な課題でもあります。そういう意味において、先ほど課長からご説明いたしましたとおり、やはり菌床センターにおいては技術を要するわけでありまして。技術の向上のための研修、本年は説明のとおり実施をさせていただきたい。その成果を見て、また来年をどうするか積極的に考えてみたいと、そういうふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 いいですか。

14番 はい。

委員長 他に。

9番。

9番 ここで申し上げるのはちょっと、科目変えてどうかと思いますが、きのうお話ありましたね。新しい厚岸以外の方から、キノコ栽培をしたいと、厚岸で仕事をしたいという申し出があるというお話ありましたね。それに伴って住宅の話がございました。

私考えるのには、今、住宅となると町の方も大変頭が痛いようなことではございましたが、これでよくわかります。余り頭痛くないで、もうできる方法がございました。近年、立派なプレハブがございました。数百万円でございます。普通の生活できるような装置がついたのもございます。極めて安いもので、安いリース料で何とか使っ

てほしいのがメーカーの今の情勢でございます。

厚岸に来て、立派な住宅つけて立派なあれして「さあどうぞ、いらっしゃい」と言わなければならないようでしたら、来てこれは恐らく経営できないと思います。自分が何か仕事をしようと思ったときには、住宅も自分で見つけると。ただ紹介だけしてくれないかというぐらいでなければ、厚岸が立派な住宅つけて「どうぞ、お入りください」と言わなければ来ないようでは、それはもたないんですよ、財政的に。

また、そういう姿勢でキノコ生産に携わっても、これは決して成功しないと思いますので、来る人も、自分の住宅はあなたどう考えているんだと。農林課長、これ聞いておいてくださいよ。「あなたどうお考えですか、住宅のことは」と。自分のうちを自分で考えて対処するというものが基本になれば、何やってもおんぶにだっこでは、これは最後は決して成功しないのがほとんどの事例でございます。

したがって、そういう近くのメーカーを紹介するぐらいはいいですけども、自分で月に何万だの、住宅費は。日本中どこに住んでも、世界のどこに住んでも、自分の住宅費は自分でかかるんですから、厚岸に来たときだけただではいきません。まあ、ただと言うつもりはないでしょうがね。

しかし、まずプレハブなんて簡単ですわな。メーカーに言えばすぐ持ってきて、すぐ建設して、すぐ入れるようにしてくれます。それほど心配ございませんので、そういうことも配慮しつつ、その住宅の問題の解決にも当たってほしいと。決して立派な住宅を建てなければならないというものじゃないのですから。

厚岸町にも私、知っている人もございます。もう10年もなりますかな。プレハブ住宅で、そこで一家が暮らしている。生産に励んで税金もほどほど払っております。そういう人がありますからね。難しいものではございませんので。住宅ならすぐ頭痛くて、これは大変だわいと思って、結構昨日の質問では悩んでいたようでございますから、そういう方向で検討したらいかがかと思っておりますので、今発言申し上げたわけでございます。どうですか。

委員長

農政課長。

農政課長

上尾幌のきのこの里ということで整備をしてきたわけでありましたが、現在町外から10戸の方の新しい入植がありまして、全体で21軒ほどの栽培をやられているところでありまして、生産量、生産額についても130トン以上を超えていますし、金額

にしても1億円を超える生産額になってきたわけであります。

町として、このきのこの里の整備事業のためにこれまで6億、7億という、菌床センターの建設から住宅の建設、それから栽培地の造成等、いろいろやってきたわけでありますが、これについてはやはりあの地区の振興のきっかけをつくるという意味合いがあるわけでありまして、この後、私ども正確にはまだお聞きをしておりますけれども、新たに入られる方、希望されている方がおられるということでございますが、それらの確認をとりながら、一方では、やはりすべて町があつた地区の振興すべて、いろいろな施設をやるということには最終的にはならないと。町はあくまでも振興策のきっかけをつくるということになろうかと思ひます。状況に応じてはさらに整備をしなければならぬかもしれないけれども、そういった部分については地元の創意工夫、民間の発想という形で、地元にもご努力をいただきたいというふうに思っております。

委員長

9番。

9番

この事業、最初立ち上げるとき、私話したことがございます。そこの携わる人、その地域の人の強い意志と覚悟がなければ、何やってもだめですね。町がやったんだから、住宅もそらやれ、あれも町がやれ、これも町がやれと、そうやってくれないと来ないんだというんだら、来てもらってもいずれ、定着する可能性は極めて薄いとなりますので、自分たちのことは自分でやるという基本的な人間性を持った人間に来ていただこうと。そういう人であれば、当然住宅は自分で考えると。そして、その仕事を成功して見通しがついたときには、自分で住宅を建てるとするのが基本だと思ひますので。

最初はしかし、他から厚岸へ来て、なかなか案内も不自由な中で、それは難しいでしょうから、その点については町もどこかの技術屋ぐらい紹介してやる。非常に今のプレハブは耐熱性もあるし、非常に暖かいものでございますから、立派な生活ができるものがそろっておりますから、そういうものの紹介などをするのは結構でございますが、すぐ住宅問題解決のためにうちを建てなければいけないということは、余り頭に入れなくてもいいんじゃないかと思ひますが、今の課長の、きっかけは町がつくつたと。しかし、それを実らせるのは、あとそれに携わる人々であると。それは大事なことでございますから、その辺をしっかりと基本に置いて対策を講じてほしいと思ひます。いかがでしょう。

委員 長

町長。

町 長

きのご菌床センターにつきましては、地域の振興はもちろんのこと、厚岸町の経済活性化のためにどう結びつけていくかという、一つの大きな厚岸町にとっての事業であったと、私は理解をいたしております。

そういう意味において、新規就農者についても先般の議会で論議がありましたけれども、3名の方が希望していると。これに対する住宅対策をどうするかというご意見等があったわけでありまして、さらにまた、本日木村委員からそのような新しい方法もあるんじゃないかというお話もございました。

町といたしましても、やはり定着ということを積極的に取り組んでいかなければならない。その先導的な役割をまだまだ果たすべきことがあるのではなかろうかと考えております。そういう意味においては、住宅対策等も考えながら、これは町が世話するというのではなくて、町と生産者、希望者と、また地域と、お互いに話し合っってその対策を講じていくべきことであろうと、私はそのように理解をいたしております。

そういう意味においては、木村委員のご意見も参考に値するのではなかろうかと、かように思っております。

委員 長

いいですか。

他にありませんか。

(な し)

委員 長

なければ進めます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費。

(な し)

委員 長

以上で歳出を終わります。

482ページから 484ページまでは給与費明細書でございます。

総体的にございませんか。

(な し)

委員 長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、21ページの議案第7号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、487ページをお開き願います。

歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料。

3番。

3番

第1号被保険者の保険料の引き上げについては、既に条例審査の折にいろいろとお尋ねもいたしましたし、据え置くべきだというふうにお話も申し上げておりますので、多くを聞くわけではございませんが、1点だけお聞きをしたいのは、この介護保険の保険料は5つの段階に分かれておりますが、第1、第2、第3と来て、第4、それから第5に関連しまして、第4段階では今まで収入が260万円未満の人と、それから第5段階は260万円以上と、こういうふうになっておりましたが、今度200万円未満、さらに200万円以上ということになるわけでありましてね。いかがですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

そのとおりでございます。

委員長

3番。

3番

ところで、問題は、第4段階から第5段階に移る人が当然出てくるわけですね。200万円未満、200万円以上ということになりますから、260万円との差があるわけですね。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻 10時27分

委員長

再開いたします。

再開時刻 10時32分

保健福祉課長

保健福祉課長。

大変申しわけございません。

所得の変更によりまして、4段階から5段階へ移行する人数が約78人というふう

に推計されます。

委員長 3番。3番 この保健福祉課の資料では、平成15年度は第4段階が283で第5段階が274と。これはそういうことで見込んでいるんですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 そのとおりでございます。

委員長 3番。3番 それで、保険料が現在は月3,930円だ、第4段階。そして、引き上げによって4,250円になる、4段階では。ところが、200万円以上ということになると、3,930円からいきなり5,100円に保険料が引き上げられると、こういうことになるわけじゃないですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 そのとおりでございます。

委員長 3番。3番 こういうことについて、あなた方はきちんと周知徹底をされておられるんですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 これらの保険料の改定につきまして最終的に、さきに議決もいただきましたので、こういった内容につきまして4月の段階で広報紙をもって、あるいは私どもの情報誌をもって周知徹底を図る予定にしております。

委員長 3番。3番 それで、実際に社会保険庁から天引きされてくるのはいつなんですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 申しわけございません。10月からでございます。

委員長 3番。3番 十分周知徹底して、所得の基準がこういうふうに変わったと。次、引き上げがこういうふうに行われるということがやられないと、私は困ると思いますよ。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ご質問者のお話のとおりでございまして、保険料のみならず、あるいはこれら保険料の減免制度等々について、きちっと私どもとして周知徹底をさせていただきた

3 番
委員長

委員長

い、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

はい、いいです。

いいですか。

他にありませんか。

(なし)

なければ進みます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金。2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金。2 目事務費交付金。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金。2 項道補助金、2 目介護給付費補助金。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。2 項基金繰入金、1 目介護保険円滑導入基金繰入金。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金。2 目過料。2 項雑入、1 目第 1 号被保険者第三者納付金。2 目第 1 号被保険者返納金。3 目雑入。

9 款町債、1 項町債、1 目財政安定化基金貸付金。

歳入を終わります。

歳出に移ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。2 項徴収費、1 目賦課徴収費。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費。2 目認定調査等費。4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費。5 項計画策定委員会費、1 目計画策定委員会費。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費。2 目施設介護サービス給付費。3 目居宅介護福祉用具購入費。4 目居宅介護住宅改修費。5 目居宅介護サービス計画費。6 目審査支払手数料。2 項高額介護サービス費、1 目高額介護サービス費。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出費。

4 款介護給付費準備基金費、1 項介護給付費準備基金費、1 目介護給付費準備基金費。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第 1 号被保険者介護保険料還付金。

2 目償還金。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費。

以上で歳出を終わります。

507ページから 510ページまでは給与費明細書でございます。

511ページは地方債に関する調書でございます。

ありませんか。

(な し)

委員 長

総体的にありませんか。

10番。

10 番

次の予算にも絡まることかとも思いますけれども、委員長ちょっとお許しをいただきたいんです。介護保険事業全般にかかわる問題だと思います。

苦情相談員と簡単に略して言っていますが、正式名称はよくわかりませんが、そういうのを厚岸町でもこれを置くということになって1年になるんじゃないかと。それで、これについては都市部ですとオンブズマン制度というんでしょうか、民間がそういうことを行うということをやっているところもあるようですが、こういう厚岸町のような小さな町ではそういうことはできない。

それで、いわゆる先進地域というところで、町の方で任命した方が、各施設であるとか、あるいは在宅まで入っているところもあるようですが、そういうところに直接伺って対象者となっている方からいろいろな相談や苦情やそういうものを受け取って、それをきちんと事業者の方と連携をとって、そして、いわゆる俗に告発型という言い方があるんですが、そういう形ではなく、苦情あるいはいろいろな要望を解決していくという制度を厚岸町も取り入れたというわけですが、この1年間どのような成果を上げてきたのか。この辺についてお聞かせをいただきたいんです。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

介護相談員につきましては2名お願いをして、具体的には11月からこれらの活動を展開をしております。特に、町内の施設——町の施設あるいは民間の施設、こういったところに毎月出向きまして、そこの利用者の皆さん方に、最初の段階は顔を知ってもらう。気楽に声をかけてもらうために顔なじみになると。そうませ

んと、お互いに理屈といいますか理論だけでいきますと、なかなか内在する悩みとか相談がしてもらえないということもございますので、まずそこから始めてまいりました。

そうしているうちに、利用者の方からも少しずつ意見が出るようになってまいりまして、家族の問題あるいは施設の問題で、町外の施設に行きたい問題、あるいはそういった問題で今まである意味ではだれにも相談できなかった問題を、そうして声をかけてもらおうと大変ありがたいと、そういった問題。あるいは近所づきあいの問題、こういう話も実はだんだん聞けるようになりましてし、同時に町の施設に対するいろいろなまた悩みも、あるいは改善点も出されてきました。

一例を申し上げますと、デイサービスについては、私ども名前つけているんですけども、せっかく通っているのに顔と名前が一致しないと。職員の人、何でこれをつけていないんだと。こういうのつけてくれば「何々さん、いつもありがとう」とかということにもなってくると。こちらとしては仕事の関係でぶつかったりしたらという配慮があったようですけども、こういった問題が少しずつ出されてきているというような状況でありますので、そういった日常会話の中から施設に対する本音が出てきて、そのことと、今度は私どもの方ではまとめまして対施設の方との定期的な話し合い、こういったものでこれらの事業をさらに進めてまいりたい、そのように考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

10番。

10番

今年度は今のお話を聞いていると、11月からと言ったんですが、稼働は11月から始まったということですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

9月に条例を制定していただきまして、その間2名の研修もございましたので、具体的には11月からこの仕事が始まったという内容でございます。

委員長

10番。

10番

2名とも民間から採用したということですね。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

そのとおりでございまして、女性2名をお願いしておるところでございます。

委員長

10番。

10番

そうすると、まだ動き出して間もないわけですから、わずか半年にもならないこの時間の中で、これだけの成果が上がったということはなかなか言いづらい部分もあるんじゃないかと。すべてがこれからという時期であるというふうにも考えられるわけですね。その中でもいろいろなものが出てきているというのが今の課長のご答弁だろうと思うんですが、いわゆる15年度、来年度に向けて、先進地域の道内でも厚文でも見てきたわけですが、そういうところでは報告書をまとめるんですね、きちんと。その中では、要望のあった事実、それからそれについて解決できたもの、それからまだ解決には至っていないもの、それからその内容によって自分たちの権限を越えているので、それについてはそういうところに伝えるという形になるもの、それから全くどうにもならないものというようなふうに分類しています。そこでは非常に具体的な話を出しています。

例えば——その町ですよ、厚岸のことではないですから——その町では、例えば食事のときにばさばさとエプロンを払うことはやめてくれとか、それから食卓に物を出してくれるときにもうちょっと丁寧にしてくれとか、そういうようなことまで書かれているんです。そういうことが全部報告書としてまとめられて、なお、この点については、言ったら「気づかないうちにそういうことだったんだね」ということで、担当の方ではすぐ解決できたというようなことが全部コメントとして載せられています。

具体的にどの施設のだれそれさんがこうだった、そんな話はいいいですよ。そういうものが全部具体的に書かれていくことでもって、いろいろな施設のそういう点が、中で仕事している人たちは、もういろいろに追われて一生懸命ですから、ですからどうしても気づかないときに「ああ、あの自分の対象の人が満足してくれていると思っていたら、こんなことがあったのか」ということにもなるわけですし、それはもちろん内部の人たちとの協議やいろいろなことでもなっていくんでしょうけれども、同時に報告書としてきちんとまとめて公にすることで、またいろいろな改善点も図られると、そのように思うので、今年度に当たってはそういう方向で進めてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

委員おっしゃるとおりでございまして、それはやはりきちっとした記録あるいは

対応策をしなければ、この相談員を私どもが配置した意味がなくなりますので、委員おっしゃるとおりな形で15年度以降については、相談員さんもそういった意味で大分なれてきましたので、そういった方向できちっと対応してまいりたい、そのように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

10番。

10番

よろしくお願いします。

それで、この対象は現在のところ施設に限られているのでしょうか。今後15年度に向けて、あるいはそれ以降でもいいんですが、実際の在宅をしている方の方にまで広げようという方向でこれから考えていくというようなこともあるのでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

委員おっしゃるとおり、今は施設だけになっていまして、在宅の方につきましては、この人員でいいのかどうか少し検討していかなければならないだろうなというふうに思っています。

そうなってきますと、金のことばかり、財政的な問題も言って委員にまたしかられるかもしれませんが、私どもやはりこういう状況ですから、どうしてもサービスを提供したい、しかしながら全体の財政状況を考えて、あれもやりたい、これもやりたいということになりますと、財政の問題もありまして、その辺をやはり同時に考えていかなければならない。大変残念な時代なんですけれども、その辺についてもやはりいい補助制度があれば、そういった意味で介護サービス全体が前進するような形では、そういったことも検討しながらぜひとも対応していきたいなというふうに思うんですけれども、その辺については今申し上げたように少し研究や検討をしなければならぬだろうなというふうに思っていますし、ご意見を十分賜ってまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

10番

はい、結構です。

委員長

いいですか。

総体的に、他にありませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり……。

(発言する者あり)

委員長

反対ですか。

ただいま異議があるということなので、これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第8号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について 513ページをお開き願います。

歳入から審査を進めてまいります。

1 款 サービス収入、1 項 介護給付費収入、1 目 居宅介護サービス費収入。2 目 施設介護サービス費収入。3 項 事故負担金収入、1 目 事故負担金収入。4 項 身体障害者居宅支収入、1 目 デイサービス身体障害者居宅支収入。2 目 短期入所身体障害者居宅支収入。

6 款 財産収入、1 項 財産運用収入、1 目 財産貸付収入。

7 款 寄附金、1 項 寄附金、1 目 サービス事業費寄附金。

8 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、1 目 一般会計繰入金。

9 款 諸収入、1 項 雑入、1 目 雑入。

歳出に移ります。

1 款 サービス事業費、1 項 居宅サービス事業費、1 目 居宅支援サービス事業費。

3 番。

3 番

委員長、各施設のことについてお伺いしたいので、まとめてやらせていただきたいと思うんですが、ご存じのように介護報酬の改定がありまして、町のそれぞれの特老であるとかデイサービスであるとか、あるいはショートステイであるとかありますね。この収支のバランスがとれるんだろうかという心配が一つあるんですが、御存じのように居宅については介護報酬は引き上げられました。それから、施設については引き下げられた、こういうことなんですが、いかがでしょうか。

委員 長

特老ホーム施設長。

特 老
施 設 長

ただいまの介護報酬の関係でございますけれども、施設につきましては施設、それから私どもも持っているショート——短期でございますけれども——の関係について引き下げられたわけでございます。

それで、年間で平成14年度の当初ベースで計算してみますと、大体施設で 1,200万円程度、それと短期では 400万円程度がマイナスになるかと思いますが、当初予算は結局、施設においてはこれから入院者がどのぐらい出てくるか推定で計算するわけですから、若干低目に歳入を見なければならぬし、短期利用についても非常にたがいま好調ですけれども、恐らくこの利用者の数がこのままこれからも維持していくんでなかろうかとは思いますが、ある程度今、大体3月で申しますと 250人程度利用されているわけですが、この平均ではなかなか歳入としては見るのはちょっと危険であるということから、220から 230平均で見ていこうというような見積もりをしているわけでございます。

そういうことから、ある程度今後の、短期でいきますと利用者のその部分の増加等合わせると、大体昨年並みの繰り入れをしていただきますと、大体収支が合うんでないかなというふうに考えております。

委員 長

デイサービスセンター施設長。

デ イ
施 設 長

ただいまのご質問ですが、居宅については当初下がらないだろうという予想をしていたわけですが、デイサービスの方につきましても単価が下がりました。平均しますと3.87%下がりましたので、現在のペースでいきますと、月6万 8,660円下がる予定になりますので、年間にすると82万 3,920円が下がる予定でおります。

ただ、今回の15年度の予算につきましては、予算の提出時期がございまして前年度の単価そのままでするので、この分については影響が出てくると思いません。年間にすると82万 3,920円程度は下がるということでございます。

以上です。

委員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

介護報酬の改定による影響ということで、病院の部分でございますけれども、当病院、今19床のベッド数を持っている中で、今回4月から改定することになるわけでございますけれども、14年度の11月の給付実績を試算をした場合でございますけれども、これは介護度によって増減がございまして、要介護度4、5になりますと

逆にアップになるような状況でございます。それで、病院の入床状況を見ますと、去年11月の状況では、4、5の介護度の入床状況が大体7割ちょっと入床している状況でございます。

そういう状況で試算をしてみますと、年間を通しまして約2.52%の増かなということで、年額にいたしますと約186万円ぐらいの逆にアップになるのではないかなというようなことで、今のところ病院の入床状況の中ではそういう状況でございます。

委員長 3番。

3番 特老の場合なんです、お伺いしたのは、経営的にどうなんだということなんです。年間1,200万円赤字になる見込みだと、こういうことなんでしょう。赤字ではなくて、これだけ収入が減りますということですね。

委員長 特老ホーム施設長。

特老施設長 先ほど申し上げましたとおり、年間平均にしてみますと、一般会計からの繰り入れについては、例年繰り入れしていただいている3,000万から三千二、三百万円程度でおさまるような状況ですけれども、逆にこれが介護報酬が下がらなかったとしたら、その下がった分がさらにまた収入として入ってきますから、繰り入れがやはり2,000万円台から1,000万円台でよかったのかなというふうに考えていますから、そういう意味では、やはりこの介護報酬が下げられたことについては厳しいものがあるのではないかな、このように考えております。

委員長 3番。

3番 特別養護老人ホーム心和園として、いわゆる最終的に赤字になったら一般会計からの繰り入れをお願いするということになるんでしょうけれども、それを考えないで、具体的にこうなるんだと。繰り入れということは赤字になるということですよ、結局。介護度の高い介護の4とか5、こういう人たちが多ければ、それだけ入ってくるお金は多くなりますね。しかし、一方では職員をふやさないと今度は介護ができないというような問題が出てくるのではないかなと思うんです。そういうようなことを考えてみますと、経営が具体的にどうなんだと。今の入っている介護の度数の関係から考えてどうなのか。もっと介護の度数が重くなるとこういうふうにならざるを得ないとかいうものがあるのではないかなと思うんですが、その辺いかがですか。

委員 長

それから、デイサービスにしても、下がるのはわかるんだけど、経営としてどうなのか。採算が合うのか合わないのかということを知っているわけですよ。

特老ホーム施設長。

特老
施設 長

経営的に申し上げますと、うちの心和園だけとは限らないんですが、やはり50床という施設、これは大変厳しいものがあります。管内、あるいは十勝、網走方面の公立の施設の施設長といろいろ会う機会がありますが、それらの話を聞いてみると、やはりほとんどの施設については赤字だという格好です。大体80床あれば大体公立の場合はペイしていくということでありまして、心和園の場合は50床で超えているわけですから、当初予算からそれを見込んだ三千何万という金額を当初予算から繰り入れとして予算で見ていただいているということなんです。

委員おっしゃいますとおり、当然これからは介護度が高い利用者の入所が考えられるわけでございます。そうなりますと、特に直接処遇といいますか、直接介護に当たる職員の労働といいますか仕事がだんだんきつくなるのは当然でございます。ただいま心和園の場合は利用者60人に対して直接処遇職員が20名ということで、3対1、最低線でございますけれども、それを確保しながら介護報酬をいただいているわけでございますけれども、今後この推移を見ながら、充実したサービスに努めるためには今の人数でいいのか。私たち含めて、職員みんな一丸となって努力はして、何とかサービスの低下にはつながらないように努力はしてまいりますけれども、今後その辺の推移も見守りながら対策を考えていかなければならないのではないのかな、このように考えております。

委員 長

デイサービスセンター施設長。

デ
イ
施設 長

お答え申し上げます。

経営上の問題でございますが、今年度の予算の中で歳入の見込める金額というのは、3,817万6,000円程度ですので、事業費総体といたしまして6,954万8,000円かかりますので、赤字と申しますか、その金額は3,137万2,000円になります。これが一般会計からの繰り入れということでございまして、経営上はどうかということで申し上げますと、この施設の基準で決められた人員配置がございまして、臨時も含めて今、直接介護員等を含めて15名の体制でやっていますが、これらの人数を減らすとなると、またサービスの低下につながったりするのではないかと。今一番の問題は人件費の問題であると思っておりますので、直接質問者の心配されている経営上の問

題につきましては、単価の問題がございます。単価が非常に低いので、これは人数がかなりふえても急に歳入が上がってくるということにもなりませんので、さらに今回また引き下げられたという問題もございます。

現在 142名のお年寄りが通っております。ですが、単価にしますと非常に単価が少ないものですから、少ないなりに人数はきちっとそろえておかなければならないということになります。1人欠けても30%は削られるということもございますので、その辺では大変苦慮しているところでございます。

以上でございます。

委員長

3番。

3番

今、デイサービスの場合は介護報酬の単価が低いと。だから、もともと低い、さらに引き下げられたということで、経営という面で考えればなかなか大変なんだと。これは介護報酬の問題ありますね、一つは。

それから、デイサービスの場合は入所の定員、ベッド数が50ですから。80になれば採算がとれるんだというお話なんです。基盤整備をするのではなくて、逆に今度はあれですね、待機者を絞り込むということをやるといになりましたよね。ベッド数をふやすのではなくて入る人をどうやって抑えるかということに方針が変わったんですよ。そういう点では現在どうなんですか、待機者の問題については。

委員長

特老ホーム施設長。

特老
施設
長

先ほど答弁申し上げました施設の部分で、80床あれば大体ペイする。必ずしもそうはいくかどうかあれですけども、一般的にこの道東地区ではそのような計算がされておりますから、そのように申し上げたわけでございますけれども。

なお、待機者の関係でございます。ただいま待機者は90人でございまして、この中で平均しますとやはり介護度が3.5くらいで、ご承知のとおり、今後この介護度が4から5の利用者がこれから入ってくると、だんだんそのようになりますけれども、待機者を絞り込んだということではなくて、待機者は待機者として、申し込みいただいている者はそのまま待機者として受けておりますから、全体の数は変わりませんけれども、やはりどうしてもこれからは介護度の低い方につきましては、入所を希望してもおくれしていくような感じは持っております。

委員長

3番。

3番

私の絞り込んだという意味は、介護保険が始まった段階では、申し込み順で入所

を認めてきたと。基盤整備が伴っていかないものだから、待機者がどんどんふえたと。そこで、措置よりも契約だといううたい文句で始めたんですが、措置のときは入所の判定委員会で判定をして、そして入れましたよね。結局逆戻りしたわけですよ、言ってみれば。そういうことで、結局待機者はどんどんふえると。最終的にはやはりベッド数をふやさなければどうにもならないと。経営上も30ふえれば何とかなるんでないかと、こういうお話なんですね。問題は、厚生労働省が言っている参酌標準です。これでもって押さえ込むものですから、なかなかやりたくてもやれないというふうな問題はあると思うんです。

それからもう一つは、在宅の方は介護報酬を引き上げましたから、利用者にとっては値上げなんですね。ですから、施設から在宅というのが介護保険の最初のうたい文句だったんだけど、結局在宅から施設ということになってきて、今度は在宅の介護報酬を引き上げて施設を引き下げたから、一層それに拍車がかかって入所希望がふえると。それで今、施設長言われたように、ふえるけれども、介護度の低い人はなかなか入りづらくなると、そうおっしゃいましたよね。そういう矛盾が今度は出てくるというふうに思うんです。そのところをどうするのかという問題は、町だけでできる問題ではないと思うんですが、いずれにしても、まずベッド数を何とかふやす方策を講じないとだめだというふうに思いますが、いかがですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

この間、施設の増床につきましてはご意見賜ってしまして、ご案内のとおり、私どもは何回かこれらのご質問に対して、厚生労働省の参酌基準について申し上げてまいりました。

これは最近になって、厚生労働省の考え方が少し変わってきているようにも感じています。従来までですと、端的に申し上げますと、厚岸町に当てはめればこれ以上の施設増床はあり得ない、管内的に見てもあり得ないというお話もあつたんですけれども、少し今度厚生労働省の考え方が、地域の実情にというようなニュアンスになってきてまいりました。

そこで、そういうのを受けまして、私どもとして真に必要なベッド数はどのぐらい必要なのか、こういったことをやはり強力で国に声を出して言っていかなければならないだろう。いろいろ委員からも介護保険総体の矛盾についてもお話がありましたし、そういう意味では、やはり現実には施設を待っていらっしゃる方が、施設

長は90名というふうに言っていましたけれども、実質65名で重複した部分もございますけれども、いずれにしても結構な人数で待っていますから、そういう意味では少しそれだけを頼りに私どもは強力に国に向かって、地域の実情に合わせた施設のあり方でなければ困るということを、町長先頭に強力に国に向かって意見を申し上げていかなければならないだろうというふうに思いますので、少しそういった意味では、私どもとしては将来に向かっては兆しが見えてきたのかなというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

3 番

3 番 まあ、だれが答弁なさっても結構ですから。デイサービスでは結局介護報酬は低くてなかなか採算がとれづらかったのが、いよいよまた厳しくなったというお話です。これは介護報酬を引き上げてもらう要求をやはりぶっつけていかなければだめだろうと。

それから、特老についてはベッド数の問題ですね。これはさっきも言いましたように、在宅から施設へという方向が私は強まると、利用料の変化によって。そう考えます。そして、民間でないですからそういうことは起こり得ないと思うんだけど、逆選択ということが考えられるんですよ。軽い人は入れない。もうけにならない、簡単に言えば。すると介護度の高い人を入れれば収入としてはふえるわけですからね。しかし、町の心和園がそれやられたんでは困るわけですからね。だから、その辺もありますけれども、いずれにしても、この特別養護老人ホームの問題にしてもデイサービスの問題にしても、やはり町で十分対策を練って、きちんとした対策を立ててこれからやっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

委員長

町長

町長

町長。お答えさせていただきます。

厚岸町も依然として高齢化率が高まってきております。そういう中で、介護も当然必要な人が出てくるわけでございまして、私もこの議会において、できれば80床にいたしたいという答弁をしたこともあります。

しかしながら、建設に当たっての基準が変わってしまった。ということは、1人部屋というものが基本になったわけでありまして。そういう中で、改築なり増設というは大変難しい、今日の財政状況からして。しかしながら、今、課長がご答弁いたしましたとおり、その基準も緩和されつつあるという現実であります。

今、経営上の問題も論議されましたけれども、私といたしましては、経営感覚を持っていかなければならないことは当然でありますけれども、やはり今後の高齢化を迎えた介護の方法はどうあるべきか。当然私なりに厚岸町として考えていかなければならない重要な福祉政策であるというように私は理解しておりますので、今後条件等の緩和、さらにはまた国、そしてまた道等にも強く、実情に合った施設がつけられるような、さらにはまた介護報酬につきましても強く国に要請をしてみたい、かように思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長 3番。

3番 もう一言つけ加えますと、結局ベッドをふやすということになりますと、だんだん財政上で公共事業はなくなってきましたよね。そこでやはり一つ工事を起こすことができるのではないか。あるいは雇用の場を拡大することができるのではないか。こういう問題もあると思うんです。そういうメリットも考えていただいて、なお一層頑張ってくださいなというふうに思います。

委員長 町長。

町長 全くそのとおりでございますので、今後十分に検討してまいりたいと感じています。

委員長 いいですか。

他にありませんか。

(なし)

委員長 なければ、進みます。

2目通所介護サービス事業費。3目訪問入浴介護サービス事業費。

ございませんか。

(なし)

委員長 4目短期入所生活介護サービス事業費。5目デイサービス身体障害者居宅支援事業費。6目短期入所身体障害者居宅支援事業費。2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費。

2款予備費、1項予備費、1目予備費。

535ページから537ページまでは給与費明細書でございます。

ございませんか。

(なし)

委員長 総体的にございませんか。
(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 次に、議案第9号 平成15年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。
別冊でございます。
1ページから審査を進めてまいります。
第2条の業務の予定量。
ございませんか。
(なし)

委員長 次に、第3条収益の収入及び支出、9ページをお開き願います。
収益的収入。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益。2目受託工事収益。3目その他営業収益。
ございませんか。
(なし)

委員長 2項営業外収益、1目他会計補助金。2目受取利息及び配当金。3目雑収益。
収益的支出に入ります。
1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費。2目配水及び給水費。
4目総係費。5目減価償却費。
10番。減価償却費ですか。

10番 はい。この2節ですが、無形固定資産減価償却費として、説明のところに庁舎利用権となっているんですね。前にも説明をしていただいたのではないかと思います。どうもよくわからないので、すみませんが、これどういうものなのかご説明いただきたいんです。

委員 長
水道課長

水道課長。

お答えいたします。

これにつきましては、この庁舎が新設されたときに、その一部を水道企業会計で入居させていただくということでございまして、総体的には1億円弱でございしますが、それを庁舎利用権として納めるということでございまして、それを年度ごとに支出しているという内容でございます。

委員 長
10 番

10番。

そうすると、この役場を建てたときに、早く言うと水道会計、水道料金の中から1億円出してこの庁舎を建てて、その分のいわば無形固定資産としてそれを計上して、そういうのが減価償却していくということのわけですね。水源涵養林も早く言うと水道料金の中からお金を出して町の山林を買ったと。それから、庁舎を建てたときも水道料金からお金を出してその一部に充てたと、そういうことの、何というんですか跡がここに出てくると、そういうふうに理解すればよろしいんですか。

委員 長
水道課長

水道課長。

質問者のおっしゃるとおりでございます。

委員 長
10 番

10番。

今ここで論議する問題ではないので指摘だけにしておきますが、そうすると、今、当時ほど水道会計は潤沢でなくなってきましたね。そうすると、これからこの状態でどんどん右肩下がりにいけば、後日水道料金の改定も考えなければならない時期が来るかもしれませんね。そういうときには、この要素は当然検討の要素として含めなければならないものだと、そういうふうに理解できると思いますが、いかがでしょうか。

委員 長
水道課長

水道課長。

企業会計自体から考えますと、水源涵養林で1億2,000万円ほど支出しております。さらには、この庁舎の利用権で1億円弱ということになっておりますので、それらについては、当然今後につきましては経営が圧迫になってきた段階にはどうなるのかなということもあります。それらが全部解決できなければ、経営上合わなくなると料金改定も考えていかなければならないのかなとも思っておりますけれども、過去10年間なんですけれども、10年間の間に水道事業会計が一般会計から補助金として受けておりますけれども、それらにつきましても過去10年間で2億円以上も受

けているということもございます。

したがいまして、どうしても経営上これ以上の、一般会計も財政事情が大変でございまして。私どもも大変でございましてけれども。そうなったときには適正な料金改正をしなければならない時期が、それがいつごろなのか私どもわかりませんが、それらも視野に入れて考慮しなければならないのかなと今考えております。

委員長

10番。

10番

もちろん今おっしゃったような問題になってくると思う。そのときには、当然そういう実際のいろいろな内容を町民に全部示して、そして料金改定の問題はみんな考えていかなければならないというふうに思うので、いわば水道会計からご協力申し上げたこともこれだけあるんですということもやはりきちんと出して、その上で今こういうふうになっていますということと言わないと、いわば十分な情報の公開の上での町民のいろいろな納得を得ることにはならないと思いますので、今後できることならばそのような事態にならないで、潤沢に水道会計が進んでくれることを切に祈っているわけですが、この後の見通しがどうなるかという問題ですから、今ここで論議する気はございませんけれども、いずれにしてもこういう内容についてもきちんと公開をして、そういうことが万が一来たときには進めてもらうという方向でお考えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

委員長

水道課長。

水道課長

今の質問者のおっしゃるとおり、私どもも、それらも全部解決してという考え方に立っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長

いいですか。

10番

結構です。

委員長

他にありませんか。

(なし)

委員長

なければ、進みます。

6目資産減耗費。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費。3目消費税及び地方消費税。4項予備費、1目予備費。

次に、1ページにお戻り願います。

第4条の資本的収入及び支出でございます。13ページをお開き願います。

資本的収入から進めます。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債。2 項出資金、1 目他会計出資金。5 項工事負担金、1 目工事負担金。6 項補償金、1 目補償金。

資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費。

11番。

1 1 番
委員 長

現在、石綿管はどのくらいまだ残っているのでしょうか。

今、資料を整えますので。

暫時休憩します。

休憩時刻 1 1 時 3 6 分

委員 長

再開します。

再開時刻 1 1 時 3 8 分

水道課長。

水道課長

石綿管の関係でございますけれども、全体的には、今やっている配水管なんですけれども 1,977メートル、それ大口径でございます、このうち残りがあと 763メートルということでございます。それは15年で 500メートル施工しまして、16年で 263メートルと、16年で全部完成する、布設がえが終わるという内容でございます。

委員 長

11番。

1 1 番

そうすると、これは大口径のと言っていましたけれども、配水管なんですか、導水管なんですか。

委員 長

水道課長。

水道課長

配水管でございます。

委員 長

11番。

1 1 番

そうすると、今年度で大体いいところなくなって、あと1年ですべてがなくなるということなんですけれども、これ簡水も含めてどうなんですかね。ちょっと悪いんですが。もう簡水終わっちゃっているんですけれども。わからなかったらいいわ。

委員 長

水道課長。

水道課長

簡水が一部尾幌地区にございます。尾幌地区なんですけれども、12年度から事業を進めておりまして、今年も 200メートルほどやることになっています。それは今、道道ありますよね、お寺さんからちょっと東側に寄ったところに伊藤さんというおうちがあると思うんですけれども、そこから保育所の方に向かって、それを今年度

農地費の予算の中で小規模改良、あれの中でやっていくという内容になっております。それはまだ全体的なものまで、全体的にはあるんですけども、まだ相当事業費が400万円ということで抑えられていますので、なかなか改修が進まないということになっておりますけれども、今後ともそれらについても進めていくという考え方でおります。

11番 はい、いいです。

委員長 いいですか。

3番 3番。

3番 浄水場の改修事業ということで実施計画を見ますと、15、16、17、3カ年にわたって1億4,950万円、約1億5,000万円かけて改修をなさると。これを説明していただきたいのです。

委員長 水道課長。

水道課長 お答えいたします。

浄水場の建設以来29年を経過しております、中の施設自体がほとんどが耐用年数を迎えております。したがって、それらについて改修していくということでございまして、15年につきましては、ろ過池についております捨水弁——捨てる水の弁なんですけれども、それを3基交換するという内容と、それから浄水場の専用設備でございまして、これも浄水場の中に入りますと計器類が全部おさまった装置がございまして、これも、もう取りかえなければどうにもならないということになっておりますので、これの交換をする。さらには浄水場の動力盤の整備、これもポンプと連動しておりますけれども、これらのぐあいもよくないので、これをまたさらに取りかえるということでございまして。

捨水弁整備が3基で300万円、さらには浄水場の専用施設でございまして、これが3,000万円となっております。浄水場の動力盤の整備でございまして、これが800万円、さらに施設の環境整備ということでウレタン吹きつけですけれども、これが2,400万円、これにつきましては1,157平米の面積でございまして、これを整備するというので、15年度につきましては6,500万円を計上しておるという内容でございまして。

さらに、16年、17年とそれぞれ老朽化に伴います交換、更新、それらを進めていって、この浄水場自体の延命化を図っていききたいということで計上するものでござ

います。

委員長 3番。

3番 この浄水場の大改修というのは何%ぐらいに当たるんですか、施設の。

委員長 水道課長。

水道課長 浄水場の大改修でございますけれども、これらの3カ年でもってほとんど終わらせてしまいたいなということでございます。

委員長 3番。

3番 施設は一新をするということですか。

委員長 水道課長。

水道課長 全部新しくするのではなくて、それぞれ寿命の来たもの、もう使用に耐えないもの、それらだけを今全部交換、更新していくということでございます。そのほかに、今までもそれぞれ寿命の来たものに対しては交換しているものもございますので、最小限どうしても直さねばならないものだけを今手を加えていきたいなということでございます。

委員長 3番。

3番 何年ぐらいもつんですか。

委員長 水道課長。

水道課長 私ども、これをやるのには、この3年間の間にほとんどを改修してしまいたいなということでやります。3年間の間に必要なものをある程度変えてしまいたいなと思っております。

3番 そんなこと聞いてないよ。今度大改修をなさって、何年ぐらいもつんですかと。

委員長 水道課長。

水道課長 申しわけございません。それぞれのものに対して耐用年数ございます。例えば捨水弁というのがございますけれども、これらについては耐用年数が17年になっております。今までこれ、まだ1回も取りかえたことがなかったんですけども、このたび取りかえるということでございます。例えば、次の動力盤の整備でございますけれども、これらについては耐用年数が20年ということでございますので、今、建設後29年たっていますので、それをやると建物の耐用年数までには計装関係については大丈夫だなと思っております。

委員長 3番。

3 番 | これ、全額起債でやられるんですね。これ見ますと、公営企業債か何か使うと。それで、償還はどうなんですか。

委員長 | 暫時休憩します。 休憩時刻 11時48分

委員長 | 再開します。 再開時刻 11時50分
水道課長。

水道課長 | まず、建物自体が36年の残存期間がございます。その中で新たにこの期間、器具等につきましては、償還期間につきましてはあらたに借りるものについては5年から8年ということになりますけれども、それらもまだ借入れの額等が決まっておりませんので、それらについてまだはっきりとしたことがわからないという状況下でございます。

委員長 | 3番。

3 番 | 水道、病院もそうですけれども、独立採算制をとらされて、結局入ってくる料金収入ですべて賄えと、こういうことになっているんですね。それなものですから、補助金も何もないわけですから、結局借金でやる以外に方法がないということなんです。浄水場はちょっと金額は忘れましたが、すべてあれも借金でやられたと。しかも石油ショックのときで、かなり高額の工事費を強いられたと。

委員長 | そのことが財政にどう響いてくるのかというと、結局給水収益と給水費用については採算がとれているんだけれども、収益的収支の企業債の利息と、それから資本的収支の元金の返金で赤字になるんですね。先ほど料金の話もありましたけれども、こういう点、補助制度というのは全然ないわけですね、これ。どうなんですか。

委員長 | 水道課長。

水道課長 | 施設等の建設等につきましては、高度浄化装置だとかそういうものについては、新しくする段階では補助がございます。それ以外についてはほとんどが補助がないという状況下でございます。

委員長 | 3番。

3 番 | そうなんですね。だから、企業会計というのは非常に厳しいということになると思うんですよ。先ほど料金の話もございましたけれども、結局、勢い料金を引き上げざるを得ないような状況に追い込まれるということになるんですね。人が生きていく上で一番必要なのは水なんです。そして、命と健康にかかわる病院に

ついて国は一切面倒を見ないというふうな状況を、何とか改めさせなければだめではないかというふうに思いますが、なかなか改まらないと思うんですがね。

そういう点で、水道会計がこうやって借金を抱えて返していく過程、こういうものはやはり資料として出していただきたいと。今それ言ったって間に合わないと思いますので、きちんとやはり作成しておく必要があるというふうに思います。

委員長 水道課長。

水道課長 今のご質問でございますけれども、資料の問題については相当時間がかかりますので、後日作成したいなと思いますので、よろしくをお願いします。

3 番 いいです。

委員長 いいですか。

他にありませんか。

(なし)

委員長 なければ、進めます。

2目総係費。3目メーター設備費。2項企業債償還金、1目企業債償還金。

資本的支出を終わります。

2ページにお戻り願います。

第5条の企業債。

9番。

9 番 課長、これたびたび言ったことあるんですが、皆さんも話するんですが、起債の利率は5%以内と、まあ以内ですから10%以内でも同じなんですが、以内だからいいといえいいんですが、今普通どのぐらいですか。ずっと安いですな。見込みを教えてください。

委員長 行財政課長。

行財政課 資金によっていろいろなわけがございますけれども、それと年限によっても差があります。ただ元利均等償還、一般的に財政融資資金関係につきましては、10年以内であれば元利均等で0.5。最近の貸付金利ですからそうですね。20年以内で0.9、さらに30年以内で年1.2%、これはこの3月の貸付金利の予定でございますけれども、そういう状況になってございます。

委員長 9番。

9 番 随分安いですね。10年以内は0.5%で、20年以内で0.9、30年で1.2、こんなと

きに、しかしやはり3%以内にぐらいに抑えてもいいのではないかと。以内だから10%やっても使うのは1だからいいんだとか、コンマ何ぼだからいいんだじゃなくて、やはり実態と合わせた数字を並べるような配慮があつていいのではないのかと思います。いかがでしょう。

各会計とも、このような安全パイというんですか、これ。絶対の安全パイを見込んで、あしたから長期金利暴騰しても何ら心配ないようにこういうような提示をなさっているというならば、なかなか先を見通したい配慮かなとも思われますけれども、この辺いかがですか。今の状態、そのような状況でもないようですが。

委員長

行財政課長。

行財政課長

全会計含めて5%以内ということで設定をさせていただいている。ただ、近年の金利動向につきましては率的にも低い条件があるということは、委員おっしゃるとおりだというふうに思います。いずれにいたしましても、以内という設定の中で5%以内ということで、全会計を押しなべて設定をさせていただきました。委員の意見を含めて、今後の参考にさせていただければと思います。

委員長

9番。

9番

余りこれ、お互い話は突っ張ってもしようがないけれども、例えば10カ年計画ならば、また長期金利どうなるかわかりませんが、今年執行する予定なんでしょう、これは、企業債も。来年借りるんじゃないものね。再来年借りるんじゃないでしょう。今年借りることだね、借金だから、債だから。今年借りて使う金の予定金利を、あとそんなに、1年以内に借りる金なんだから、そんなに安全パイを高くしなくても間に合うんじゃないかと。実際には実績があれば、去年も5%、今年も5%、「まあこれつけとけば間違いないわ」式じゃなくて、こいつは安いから3%ぐらいでどうだとか、2%ぐらいでどうだとか。それで来年また金利が高くなったら、これ予算計上のときに上げてもし支えられないものではないのかなと思うものですからね。

委員長

行財政課長。

行財政課長

今、この15年度の貸付条件ということでございますので、来年の3月31日までの借り入れを予定しての設定であります。いずれにいたしましても、許可制度になってございまして、余り低く設定してしまうと、それを超えてしまうと借りられないということがあります。

ただ、この5%ということがどうなのかということになりますと、今現在の金利情勢からすると水道会計であれば、36年という先の話がありましたけれども、30年で1.2程度の金利でございますから、もう少しその辺の精査がしてもいいのかなというご意見だというふうに思います。

いずれにいたしましても、今後の中でその辺のことを参酌しながら検討させていただきたいと思います。

委員長

いいですか。

他にありませんか。

(なし)

委員長

なければ、進みます。

第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

ございませんか。

(なし)

委員長

次に、第7条他会計からの補助金。

次に、第8条棚卸資産の購入限度額。

ございませんか。

(なし)

委員長

5ページからは資金計画であります。

6ページから8ページまでは給与明細書であります。

ございませんか。

(なし)

委員長

総体的にありませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(「資料要求を。資料をお願いしたいんですが、次の議案第10号で」の
声あり)

委員 長

病院会計ですか。

10 番

経営改善5カ年計画を資料として回していただきたいんですが。

委員 長

病院事務長さん、よろしいですね。

それでは休憩いたします。再開は午後1時とします。 休憩時刻 12時01分

委員 長

委員会を再開いたします。

再開時刻 13時00分

議案第10号 平成15年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

議案書の1ページの第2条業務の予定量から審査を進めてまいります。

9番。

9 番

先日の14年度の病院会計の補正予算のとき、予定量よりも随分入院患者も外来の患者も大幅に減っておりますね。これはちょっと高過ぎませんか。今年の予定はまた、前年の予定量よりむしろ多いぐらいに予定しております。これ、どんなものですか、昨年的大幅に入院患者、外来患者が減っているのは、厚岸の町民が非常に健康で、だれも病院に行く人がおらなくて大幅に減ったのであれば、これは非常に喜ばしいことではございます。しかし、そうでないとすれば、何が原因であるのか。その改善なくしては本年度の予定量も立たないわけではございますが、この辺をどう見ておられますかお伺いしたいと思います。

私は病院へ余り行かぬ方ですから、病院のことは全く詳しくはありませんが、随分いろいろな町民の声を耳にします。決してすべての声がすべて正しい評価や批判だとは私は受けておりませんが、しかし、相当な部分がうなずける面もあるのが現実でございます。この辺をぜひ改善していただいて、病院計画、病院の目的達成のために努力していただきたいと思いますが、この辺はいかがなものでしょう。

委員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

ただいまの外来患者並びに入院患者の関係でございますけれども、確かに例えば13年度決算と14年度の決算を比較いたしましても、入院はそれほど落ちてはございませんけれども、外来の方ではやはり4%ほど落ちているのが現状でございます。これは、特に14年度につきましては小児科の医師が12月からやめられて欠員になっ

ている面もございますし、また、特に保険制度が変わりまして、中には長期投与とか、また老人の負担が変わったという面でも、そういう面も多々あるのかなと思いますけれども、あくまでも正確な数字は幾らとは出せませんが、そういう状況にもあるのかなという感じもいたします。

それで、15年度の外来患者数の見方なんですけれども、かなり14年度決算見込みと比較いたしますと、かなり大幅な数字を見させていただいております。これも、本当にじゃそれだけの患者が確保できるのかと申しまして、実際これはやってみなければわからない面もございますけれども、一応15年度につきましては、医師体制も充実した中で何とか患者の確保をしてみたいなと、こうは考えてございますけれども、収支バランスをとるためにも、かなりきつい見方もしているのもご理解もいただきたいなと、こう思っております。

それで、先ほど手厳しいご意見でございますけれども、やはり、では、評判はどうなんだという問題もございます。そういう面で私たちも内部の中でも、医師に対して患者の批判もいろいろございます。そういうことで、そういう面もやはり、ただ患者がここにおいでいただかない面もあるのかなと思いますけれども、それがすべてではないと思いますけれども、そういう面が私たちの方にも聞こえてきてございます。

そういうことで特に、前はなかなかお医者さんには物を言えないという面もございました。しかしながら、医療情勢も変わってきてございますし、やはり患者のいろいろ医療に対する知識も豊富になってきてございますから、そういう面でもやはり医師ときちっと心を割って話せるような診療でなければまずいなということで、私も最近、直接先生にもお話をさせていただいております。こういう苦情がございますよと。こうですよと。いろいろそういう話も話すだけよくなってきたのかなという面もございますけれども、正直申しまして先生にそういうところも改めていただいて、やはり多くの町民が利用していただくような病院づくりをしていかなければならないということで、今いる先生にはそういう話も徐々にさせていただいているのが現状でございます。

委員長
9 番

9 番。

今、病院事務局の考え方を伺いまして、その方向に進んでいただきたいと思っております。こういう話はいつもするんですが、実際に現場で実行するとなれば大変な努力

が要ると思います。先ほども言いましたように、私は病院へ行ってないから、一人一人のお医者さんがどんな性格か、どんな人相をしているか、どのぐらいの医療手腕を持っているかも、全く私は看護婦さんも含めてわかりませんが、町民の声は相当厳しいものがございます。ここでどの人がどうということは、私は固有名詞を挙げたり具体的な事例は挙げませんが、皆さんも相当耳に入っていると思いますので、がっちりやっていただきたいと。

医者というのはやくざ者より難しそうですね。お医者さんというのは。やくざの世界って余りよくない世界であります、その世界に似たようなところがあるという話まであるぐらい、なかなか素人の人が入っていくには難しい世界だという話は聞いておりますが、その点あなた方も大変心労が多いとは思いますが。

しかし、せっかく厚岸に病院があつて、先ほども申し上げましたように、厚岸町民が健康で病院に行く必要がないというのであれば、病院の入院患者ゼロでも外来がゼロでもむしろ喜ぶべきことだと思いますが、現実にはそうでない。結構忙しい病院はほかにもあつて、結構忙しい。それから、全部とめようたつて無理ですが、厚岸町以外に行っている人も結構多うございます。これは一つ信頼性の問題でそういう現象が起きているというのも我々の耳にも入ってきておりますので、一層のその辺の努力をしていただきたいと。どの部分、どの部分、どの部分ということは言いません。ここに町のいろいろな改善計画などもございますから、ここに立派に書いてあるはずでしょう。平均、こういうものをつくる時は立派な文章を書かされるんですね。しかし現実になると、なかなかそういつてないのが世の中の通例でございますので、大変でしょうが腹を据えてひとつ努力して、病院全体のサービスの向上に努力していただきたい、強く要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 長

町長。

町 長

私からは開設者という立場でご答弁をさせていただきたいと思つています。

今、いろいろとご指摘がございましたとおり、厚岸町立病院に対する町民からのご批判、また不満について私自体も耳にいたしておりますし、さらにはまた手紙等をいただいておりますのでございます。

私といたしましては、町立病院で勤務いたしております医者については、一生懸命診療に当たっていると私は信じてやまないわけではありますが、このような批判が

あるということはまことに残念であります。開設者として深くおわびを申し上げる次第であります。

しかしながら、医師の確保につきましては先般もご答弁いたしましたけれども、大変厳しいものがあります。しかしながら、8名体制の中にも医師の確保というのは必要な最低限度であります。今後とも医師の確保については最善を尽くし、町民の負託にこたえてまいりたい、かようにも考えます。

さらにはまた、それについてもやはり町民のみならず、患者と病院との信頼関係が最も大事であると思っておるわけであります。批判もこの点が抜けている点があるのでなかろうか。やはり患者に対して優しく接する。さらにまた、サービスについても徹底的に患者の気持ちになってやってもらうとかいう、いろいろな技術面以前の問題が私はあるのではなかろうかと、かように考えておりますので、先ほど事務長からお話ありましたけれども、私といたしましては、今日まで厚岸町立病院の運営に当たりましての改革に全力を尽くしておるわけでありますが、ようやくそれなりの望みが出てきたのではなかろうかと私は思っております。

今後、一層信頼できる厚岸町立病院になるように努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員 長
9 番

9 番。

そのように努力していただきたいと思っております。いろいろな人が、病院に対する評価や批判は来ます。聞いて 100%私はそのまま受けとめておりません。あなたの勝手な見方はだめですよ。医者だって正確な人間、神様じゃない、いろいろな性格があるけれども、その辺はしかし、余り患者だからって勝手なことばかり言ってもだめだと。相手の立場も考えてやるべし、相手の忙しいところも考えてやるのも患者だと。患者だからって何もかもわがままいっばいでは、これも世間は通らんよと。厚岸町立病院ではわがまま言うけれども、釧路市立病院ではわがまま言えないんですな。大学病院行って文句言ったやついないんですよ。ところが大学病院だって誤診もいっばいありますし、その辺の病院だっていっばいあるんです。それが文句言わないで、町立病院のは悪いこと言う。悪態をつく。悪態ってことは知っていますか。そういう人がいっばいいるんです。これはちょっと違うじゃないかということとは私、一般の人にも話しているんです。立派な病院、そこらだっていっばい誤診もあるし間違いもある。そのお医者さんが全部いいかということ、そうではないんです。

看護婦さんだっけそのとおりある。ところが町立病院になれば、何もかも鬼の首とったように、町立病院がいいという人は 100人に1人しかいないような物の言い方。こうなれば医者も来ないぞと。厚岸町のところはうるさくてうるさくてどうってものならんと、絶対行かないところ、世の中に起こりますからね。私、そういうところから言っても、安心してね、仕事をしてもらわないと困るからね。ありますからね。私は町民にそう言っているんです。その私でさえやはり黙っておけないぐらい、ちょっと心配なのがあったものですから、ただいま申し上げたんですが、先ほど町長の最後のお話ありましたけれども、町当局とも心してやると、努力する確約をいたしてくれましたので、大変な世界なようですが、一層の努力をお願いしたいものがあります。

委員長

町長。

町長

お答えをさせていただきたいと存じます。

先ほどは批判についてのお話をいたしました。しかし反面、よい点の話も耳にいたします。しかしながら、圧倒的な数から言いますと、ご批判が多いのであります。そういう面では、やはり改革をしなければならぬ多くの問題があるという現実でございます。そういう意味におきましては、厚岸町民のみならず、地域の医療の中核機関として、住民の命と健康を守るという重要な施設であります。今後とも、申し上げますとおりに信頼できる町立病院として、なお一層努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

他にありませんか。

(なし)

委員長

なければ、進みます。

次に、第3条収益的収入及び支出であります。

10ページをお開き願います。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益。2 目外来収益。3 目その他医業収益。

収益的支出に移ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費。2 目材料費。3 目経費。

14番。

14番 ここでちょっとお伺いしたいんですけれども、諸会費ってございますね。ここにそれぞれ会費の予算を組んでいらっしゃるんですけれども、これは恐らく、一々聞きませんけれども、技術交流だとか情報交換とか、いろいろな組織の会の会費だと思うんですけれども、この中に医師会、放射線技師会、全国自治体病院協議会、それから臨床衛生、薬剤師、その他となっていますけれども、看護師にはこういうものはないんですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 看護師にも上部団体日本看護協会という会がございます。

委員長 14番。

14番 それには町立病院の看護師さんは加盟していないんですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 現在のところ26名ほど加入をしております。

委員長 14番。

14番 それとあれですか、ここに看護師さんにはそういう会費の項目はないんですけれども、ないということはどういう理由なんでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 正直申し上げまして、従来から看護部門に関するこの会費については、病院では負担をしていない状況でございますけれども、実はこれ、今どうして負担をしていないかというようなことになろうかと思えます。病院がこちら真竜側にできて、43年からになるんですけれども、それから見ますと、ずっとほかの医療技術員の中でもレントゲンとか検査とか、そういう費用を一応病院の方で負担をさせていただいているんですけれども、看護師の部門に対しては負担をしていないということになりますけれども、実は私も、どうしてこれが看護部門は負担してなかったのかということはあるわけでございますけれども、私の中にいたしましても、やはり同じ医療技術員でございますから当然負担すべきものかなと、そんなような感じは持っております。

当時、この看護婦会の部門をもって大きな問題としてやはり論議されていなかったのかなと。そういう協議されていれば、何らかのそういう負担もできたのかなと思っておりますけれども、そういう問題として大きく取り上げてなかったことが現在に至

ったのかなと感じております。

それで、ここ一、二年ですか、看護部門からもこういう、どうして私たちの会の方には負担していただけないのかということで私もお話をいただいておりますし、やはり公平性と申しましょうか、そういう中におきまして当然検討していかなければならない事項かなとは考えてございます。

ほかにも医療技術関係部門もございますので、それも含めてやはり見直しをする中で均衡を保っていくような形で、各部門と検討をして、その中で看護部門も含めて見直しをしていきたいなど、こう考えております。

委員長

14番。

14番

このようにそれぞれの立場でお仕事をしている方々は、一部だけそういう会の負担をしていないということについては、これは不公平なんです。これは何か、看護師さんというと、これを見る限りは何か立場が認められていないような、そういう感じを受けるんですね。ほかの業務の方が受けて、看護師さんだけが受けないという、そういうことは許される話ではないんで、ぜひこれはそういう要望があれば認めてやらなければならない問題じゃないかと思うんですけども、そこをもう一度お願いします。

委員長

病院事務長。

病院事務長

当然、こういう上部団体での会員として活動することによって、やはり一応それぞれの技術的な研修だとか、いろいろな情報も得られて、それによって町民の医療技術の治療等の大きく貢献がされるわけでございますから、当然こういう組織に加入をする中で活動していただくように、やはり十分検討をしていきたいと考えております。

委員長

いいですか。

大変申しわけないんですが、11ページの2項の医業外収益を飛ばしてしまいました。それで戻りますので、よろしく申し上げます。

2項医業外収益、1目受取利息及び配当金。2目患者外給食収益。3目その他医業外収益。4目他会計補助金。

それで、給与費と材料費と収益的支出の3目の経費ということで、今質疑がございました。

他にありませんか。

(な し)

委員長 なければ、4目の減価償却費。5目の資産減耗費。6目研究研修費。
 ございませんか。

(な し)

委員長 2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費。2目患者外給食材料費。3
 目医療技術員確保対策費。
 10番。 10番 一般質問でもお聞きしたんですが、ここで言う医療技術員ということは医師をあ
 らわすと、そういうことですね。

委員長 病院事務長。
 病院事務長 主は医師ということでご理解いただきたいと思います。

委員長 10番。 10番 このところでもう一度一般質問の議論を蒸し返すわけではないんですが、今ま
 でずっと過去に使われているものは全部医師確保対策でしょう。

委員長 病院事務長。
 病院事務長 ほとんどは医師でございます。中には、例えばレントゲン技師の依頼したとか、
 そういう部分は一部ございますけれども、ほとんど医師のかかわる関係でございま
 す。

委員長 10番。 10番 前に戻って申しわけないんですが、給与費の目で医療技術員給というのと、医療
 技術員手当というのがあるんですね。これは医師を除く薬剤師だとか放射線技師だ
 とか理学療法士だとか、そういうようないわゆる医療技術員をあらわしているんで
 すね。同じ言葉が同じ予算の中で全く違う意味に使われるということに問題ありま
 せんか。

委員長 病院事務長。
 病院事務長 この区分の節の内容でございますけれども、私どもそれぞれ、会計法でもこうし
 なさいとは決まりはないわけでございますけれども、できるだけ詳細にというんで
 すか、わかりやすく区分するというのでこういう分け方をして、特に医師は全体
 的に含める割合も多いわけですから、そういう面で医師を特別、医療技術員として
 区分させていただいております。

委員長 10番。

10番 何言っているかよくわからないんだけど、私が聞いているのは、同じ言葉が全く違う意味でもって使われて、それがそれぞれの予算の目に使われていることに問題ないかって聞いているんですよ。

委員長 病院事務長。

病院事務長 大変説明不足で申しわけございません。

確かに医療技術員確保対策費につきましては、現状は医師のみの内容になっているのは実態でございます。いずれにいたしましても、やはりこういう表現を使う以上は、やはり他の医療技術員も含めた内容でなければならないと私もそういう考えもでございます。この名称につきましては、またちょっといろいろ今後検討をさせていただきたいな、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 10番。

10番 今の発想は逆でないかと思うんですよ。あなたは、医療技術員という言葉を使っているから医師以外にも考えなければならないんじゃないか、こういう言葉使っているから仕方ないからほかも考えようかというふうに聞こえるんですが、それは全く逆の発想じゃないですか。

医療技術員確保対策費が事実上医師確保のためだけに使われていることに問題があるんじゃないですか。お医者さんさえ病院に来ればあとはどうでもいいんだというような、今の看護師に対する会費の問題もそうなんだけれども、そういうような発想で病院が動いていることに、先ほど9番議員もおっしゃったような根源があるんじゃないですか。

それぞれ、医師には医療の問題、看護師には看護の問題、それからレントゲンやPTや、それぞれについてそれぞれの医療分野、その専門家ですよ。そして、それぞれがいわば平等の立場で、それぞれの職務を十分に遂行し、なおかつ有機的に関連しなければ病院というものは成り立たないんだという意識がなさ過ぎるんじゃないですか。いかがです。

委員長 病院事務長。

病院事務長 私もご質問者おっしゃることも十分ご理解できますし、決して病院はお医者さんだけいけば成り立つものでは決してないと思っております。やはり、各パラメディカル、医者の周り、支える各セクションがあって初めて病院は成り立つと理解して

いる1人でございますし、今言われたような、確かに医療技術員確保となれば当然医師のみならず、ほかの医療技術員も含まれるのも当然でございます。

先ほどもお答えいたしましたけれども、従来も一部にやはり医師の方からも技術員で使用している部分もございます。その辺も今後の中で、確保にかかわる考え方をやはり十分改めた中で今後取り組んでまいりたいなど、こう考えております。

委員長

10番。

10番

毎年医療技術員確保対策費というのは、500万円以上の金が使われている。そして、そのほとんどがいわば医師を確保するために、こちらの手土産に使われている。早く言うともそういうことです、交際費というのは。それで、非常にこの使われ方は不透明な感じが私はします。

したがって、医療技術員確保対策費というのが必要なら必要でいいですから、それについてはもう一度、本当に必要なもの、十分効果があるものに使っていただきたいんです。そうでなくても病院というものは非常に経営が苦しくてあえいでいます。一般財源からも随分多額のお金が入っています。そうすると、どうしてもそういう面からも、病院は何をやっているんだというふうにこれは言われるでしょう。それですから、どういうところに効果のない金が使われているのではなかろうかということについては、この後改善計画の問題もあるでしょうけれども、これは全部検証していかなければならないですね。そのときに、ややもすると500万円という大金が惰性に流れているのではなかろうかという感じがするんですよ。

ですから、やはり医師の確保に今まで使われていたんだから、これからも使っていけばいいんだと、まあそれはいろいろな交際費は使っていけば相手はいい顔してくれるでしょうけれども、それじゃその十分の効果がこちらにあったのかということを含めて、十分にこれは厳しく検討してみる必要があるんじゃないか、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長

町長。

町長

私からお答えをさせていただきたいと思います。

医療技術員確保対策については、さきの中でもいろいろとご指摘があったわけでございますが、私は内容等についても精査をする時期に来ているんじゃないかと思っておりますが、ただし、効果はどうだったということになりますと、私はそれなりに効果があったと。特に地域医療を目指す医師が大変難しい。現実、厚岸町立病院にお

きまして、先ほど木村委員からお話ありましたとおり、最低でも8人必要なんです。私も躍起になって探しております。しかしながら現実には来ません。しからは、どうしたらいいのか。そのための対策費というものは、私は必要であると理解をいたしております。しかし、そのための効果があったかどうかは、私は今日まであったと理解いたしております。

しかし、今ご指摘ありましたとおり、内容でいってどうなんだということになると、若干反省する点もあるのかなと、私は開設者になりましてからそう思っておるわけでございまして、どうかそういう面で、私はこのたびの予算委員会の審議、いろいろと聞いておまして、厳しいご指摘であったと私は思いますよ。しかしながら、実際開設者のみならず、皆さんが院長を含めて、大変なご苦勞の中で医者探しをしているということもご理解いただきたいと思います。

委員長

10番。

10番

いや、十分理解して言っているつもりです。それで、質問する方も苦しいし、答弁する方も苦しい問題なんです、これは。今の、言ってしまえば大学を頂点にした医療体制が、そのひずみが全部ここへ来ているわけですから。その中でもって町長が、いいお医者さんを1人でも来てほしいとして努力していることはよくわかっています。その上で申し上げているんです。その点は、何かこう第三者になって評論家のように言っているわけではないですからね。それは十分ご理解いただきたいんですが、ただ、その中で何遍も同じことを言うけれども、やはりそういう中でもなおかつ精査をしていく必要はあるだろうというふうに思うので申し上げているわけです。

それと同時に、医療技術員確保対策費というのは決して医師だけの問題ではないということです。医療技術員というのは医師以外にも、今言ったように看護師ですとかPTですとかレントゲン技師ですとか、いろいろな分野がありますよね。そういう分野の人たちも、やはりきちんとしたいい人を探ってというか、来ていただいて、医師と一緒に有機的に連携して病院をつくっていただかなければ、お医者さん1人では、今8人というけれども、要するにお医者さんだけでは病院というのは結局うまくいかないんですよ。

そして、またそういう意欲に満ちた方が見えたとしても、そのほかの体制や、これは町の支援体制も全部あるんでしょうけれども、そういうところがきちんとでき

てないと、倒れてしまうんですよ。まあ肉体的に倒れる場合もあるし、精神的に倒れる場合もあります。

ですから、全体を盛り上げていかなければならないという意味で、大変言葉じりをとらえて悪いんだけど、事務長、医療技術員と書いてあるからほかも考えなければならぬのではなくて、まさにこれは医療技術員全体を含めた確保対策費でなければならぬ。そういう意味からも検証をいただきたいと、そういうことなんです。

委員長 町長。

町長 答えいたします。

基本的には全くそのとおりでございます、内容につきましては。しかし、現実医者がいなければ病院は成り立っていきません。他の技術員も大事です。そういう面で、今日までは医者を重点的に対策費の中で配慮してきたということもあるんじゃないかならうかと思います。ただし、基本的にはそのとおりでございますので、今後精査をしながら有効的な活用をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

10番 はい、結構です。

委員長 いいですか。

他にありませんか。

(なし)

委員長 なければ、進みます。

4目雑損費。5目消費税及び地方消費税。6目繰延勘定償却。3項予備費、1目予備費。

資本的収入に入ります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債。2項補助金、1目他会計補助金。2目国庫補助金。

資本的支出に移ります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費。2項企業債償還金、1目企業債償還金。

2ページにお戻り願います。

第5条の一時借入金であります。

ありませんか。

(な し)

委員長 なければ、第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

ありませんか。

(な し)

委員長 なければ、第7条他会計からの補助金。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、第8条棚卸資産購入の限度額。

9番 9番 9番

ここでちょっと半分教えてほしいんですが、購入限度額は2億 5,698万 8,000円となっておりですね。随分末端の金額まで表示するものだなと思って。限度額ですから。棚卸資産は必要性あるもないもなるべく少ない方がいいですね。必要なものはやはり用意しておく。ですけれども、この末端数字まで出せるものなのか、出してあるから不便じゃないのか。これ、どういう考え方でこういう数字を出しているか教えていただきたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 この限度額につきましては、一応年間の事業に当たっての薬品費、診療材料費、あと燃料費の重油分が入って、その分がここに計上されてございます。それと、当然前年度の繰り越しの貯蔵品もございまして、大体年度の使用量をパスすれば大体限度でおさまるということで、ここで計上させていただいております。

委員長 9番。

9番 9番

そういうもろもろのものを年間購入する数字の限度なんですか。現在これだけあると。普通、棚卸資産というのは、その時点である物の量をいいますよね。これ、どうなんですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ここに計上している金額につきましては、一応これだけ使用しますよという金額を貯蔵品として上げさせていただいております。

委員長 9番。

9番 9番

こうなんですか、年間にこのぐらい使うであろうというものをここに上げてある

と、こういう意味ですかね。すると、普通にいう棚卸しじゃありませんね。普通、スーパーでも何でも、3月31日現在の、ラーメン何ぼある、りんご何ぼある、計算して棚卸資産というんですよ。それからもう一つは、ふだん最少限度のものを用意していくと、これを棚卸しと一般的に称するんですが、この場合は、年間のこれにかかわるいろいろな商品の年間の購入量といいますか、使用量を予定しておると、こういうことですね。

本当のこと言ってくださいよ。わからんからっていいかげんなこと言っ、うそ教えな、いで、お願いしますわ。

委員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

質問者の言っているとおりの内容でございます。

委員 長

いいですか。

9 番

9 番。

14年度の病院事業予定貸借対照表、15年の3月31日とここにございますね。この中に貯蔵品2万4,781円ですか、こういうものがこれに入るんですか。後ろから2枚目にありますよ、資産の部でね。

委員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

これは17ページの15年度の予定貸借対照表の貯蔵品でございますけれども、これは2,477万1,000円ということでございまして、これは貯蔵品として16年3月31日にはこれだけ購入した分の貯蔵品として残るものです、繰り越すものですよということここでここに計上させております。これは主に薬品がほとんどの内容であります。

委員 長

9 番。

9 番

15年度の事業のこれ予定ですね。先ほどの2億何ぼ、このぐらい残るであろうと、こう見ているんですね。

もう一つ、14年度の決算に損益計算書、今年の3月31日現在の、ここにも貯蔵品が2,478万1,000円ぐらい残るであろうと、こういうことなんですね。そうすると、もう一回ついでに聞きますから。年間では2億5,698万8,000円ぐらい使うであろうと。買った物だから、年度末にこの2,400万円、これは残るであろうという見込み数量ということですね。そう解釈していいんですか。

委員長 病院事務長。 病院事務長

質問者のおりだと思ますし、年度初めに前年度の繰り越しがございまして、また、購入して早出しをして、そして年度末にこれだけ残りますよというのが、この貸借対照表に記載されている貯蔵品の額がそういうこととございまして。

委員長 9番。 9番

こういうなかなか特殊な世界で、特殊な言葉使うものですから。一般社会ではこういう棚卸資産という科目は普通使うものから。特殊な社会の特殊な用語を使うものから、よほど聞いてみなければこれわからないものから、どうもありがとうございました。

委員長 9番 答弁はいいですね。 9番

いいです。

委員長 他にありませんか。 (なし)

委員長 次に、5ページは資金計画であります。 6ページから9ページは給与費明細書であります。 ありませんか。 (なし)

委員長 総体的にありませんか。 10番

先ほど無理なお願いいたしまして、病院事業経営改善計画というものを配っていただきました。これは町長の執行方針の中に出てくるものですね。これは時間も余りないので、簡単にご説明いただけますか。

委員長 病院事務長。 病院事務長

この事業計画につきましては、ご存じのとおり、当病院経営も非常に厳しい状況に相なっているのは事実とございまして。そういう中で、病院独自といたしましてもやはり自主的に改善計画を作成した中で健全経営をしていかなければいけないということで、今回この15年度から19年度までの5カ年の改善計画を作成させていただいたところでございまして。

特に、今回の内容でございましてけれども、現状は記載のとおりとございまして、相当従来までもそれぞれの、43年からこの企業会計をスタートいたしまして、今年

で35回目の会計を迎えるわけでございますけれども、その間にはいろいろな改善できる増改築、また透析だとか、療養介護の整備だとか、いろいろやってきたわけでございますけれども、いずれにいたしましても町の一般病院としては唯一の医療機関でございます。そういう中で、相当やはり経営につきましては不採算部分もかなり負っている面もあるわけでございます。

そういう中で、従来は相当一般会計からも負担をいただきながら運営をしてきたわけでございますけれども、非常に国の財政状況も相まって交付税の減額という中で、やはり病院もこういう一般会計の減額という中で厳しい状況を強いられている中で、今回この経営改善計画を作成をさせていただいたところでございます。

特にこの作成に当たっては、従来も当然これはしなければならなかったことかなと思いますけれども、病院独自の方向性というんですか、この病院はどうあるべきかということをやはりきちっと、特に診療体制を含めて方向づけをしていかなければならなかったわけでございますけれども、特にこういう厳しい状況の中では、そういう体制づくり、方向性をつくるために今一つ考えておりますのは、基本方針とかを作成するために、病院経営改善検討委員会なるものもやはり町長部局含めてつくっていかねばならないのかな、そういうことも一つ経営改善の取り組みの一つに位置づけをさせていただいております。

それと、私たちもできるだけことは、自助努力できるものは当然職員一丸となって取り組まなければいけないわけでございますから、その中で今回この短期プログラムの中でいろいろお示しをさせていただいております。

以上でございます。

委員 長

10番。

10 番

病院の経営も大変ですし、いろいろな問題もあるという中で、とにかく立て直しを図っていかねばならないということですよ。それでこういう改善計画をつくって、15年度からこれによって行っていくと、そういうことですね。

委員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

当然質問者のおりかと思っておりますけれども、ただ、なかなか内容的にも、これから当然毎年見直しを図りながらやっていかねばならない部分はあるのかなということ、この辺もご理解をいただきたいなと、こう思います。

委員長 10番。

10番 3カ年実施計画も毎年ローリングかけますからね。それはいいんです。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけども、そういう今おっしゃったようなことが、この町長の執行方針に数行に要約されて書かれていると。これでいくんだということが書かれていると、そういうふう理解してこの後の質問をするわけですが、1月18日の町立厚岸病院運営委員会にこの改善計画が諮問されたんですよ。それで答申はいつあったんですか、この計画の。

委員長 病院事務長。

病院事務長 すみません、時間をとらせてまして。2月の25日の第4回の病院運営委員会に出ささせていただきました。

(「そうでなくて、改革委員会の方で答申をいつ出したかということ、そういうことでしょう。答申を出した日を聞いている」の声あり)

委員長 暫時休憩します。 休憩時刻 13時55分

委員長 委員会を再開します。 再開時刻 14時05分

病院事務長 病院事務長。

病院事務長 大変貴重な時間を費やして申しわけございません。

この改善計画につきましては1月の18日に諮問をさせていただきまして、それを2月20日、2月24日、2月25日といろいろご審議をいただいているところでございまして、一応その中では、この計画につきましては継続審議をいただいている形になってございまして、特に15年度予算に係るものにつきましては同意いただいている形で進めさせていただいております。

委員長 10番。

10番 もう一度確認します。答申はないんですね。

委員長 病院事務長。

病院事務長 答申はしてございません。

委員長 10番。

10番 そういうときは、されてないと言うのが普通だと思いますけれども、要するに答申はないんですね。答申のないものについて、この改善計画でいくんだと断定するわけですね。

委員長 病院事務長。

病 院
事 務 長

この計画につきましては、一応病院の予算にかかわる基本的な改善計画をお示しをさせていただいているところでございますし、当然これも継続審議をしていただいて、今後進めさせていただきたいな、こうは思っております。

委 員 長
1 0 番

10番。
答弁になってないですよ。もし、これ病院運営委員会で諮問を受けているわけですから、そこで、これもうぶちまけた話をすれば、給食の外注の部分についてはもう既に予算に計上してしまっていると。したがって、何とかここだけは前もって切り離してやってもらえないかという意味のことを、あなたじゃないんですよ、助役までおいでになっておっしゃった。そして、病院運営委員会では「この手法に対しては大変問題がある」「それじゃ病院運営委員会、一体何なんだ」という話が随分出ましたけれども、ここまで行っている以上、そういうことを言っていて、今これにストップをかけてしまえば予算の方が非常に困る。もう既に印刷も終わっているという段階で言われているわけだから。そのやり方ではもう、運営委員会の諮問って何なんだという話にもなったんだけれども。18日の諮問のときには、この紙が出されただけで、実際には22日からの審議のところでもって再諮問ですからね。

ということで、それでもそういう実態に合わせて、そしてここの部分だけ審議しましょうと言って、あなた先ほどから予算に関する事、予算に関する事というような言い方をしているけれども、そうじゃない。病院給食外注の是非の部分、ここだけをいわば先に、答申案より先に結論を出そうということになりましたね。それで反対者もいたけれども、その部分についてはそれでいいでしょうと、運営委員会としてはこの原案でここの部分だけはいいいでしょうと。それは最終的には答申に盛り込まれるということになると思います。部分答申ということはないでしょうからね。ということで進んだはずですが、この私の記憶には間違いがないでしょうか。

委 員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長
委 員 長

ただいま委員さんのおっしゃったとおりだと思います。

1 0 番

10番。
そうしますと、町長は執行方針の中で、この短期的改革プログラムも盛り込んだ経営改善5カ年計画を策定し、抜本的な改革に向けて動き出したという書き方をしているんですよ。これはだれが読んだって、既にこの改善計画によって始めるというこの宣言ですよ。そのこと自体に今私は何も言っているのではないですよ。

それから、この改善計画の内容について今どうのこうの言っているわけではないんですよ。

ただ、手続として、まだ諮問をしていて答申もないものについて、町長はもうこの計画でやるんだと議会に向かって宣言したということは、もう要するに答申があるかなかりょうが、これで進む。それから、答申のときにもし、抜本的にこれではうまくないという結論が出てもしは無視する、そういうふうにおっしゃったことになりませんか。病院運営委員会というのは何なんですか。

委員 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

病院運営委員会何かというあれでございますけれども、この経営改善計画につきましても、確かに日程的な面も多々あったかなと思いますけれども、私は運営委員会というのは、やはり病院の経営問題につきましても非常に厳しい状況の中にあるわけでございますから、私たちの町のいろいろな施策、そういう方向性をつかんだ中で、当然運営委員会の中で幅広くご意見をいただくということで、そういう面では重要な諮問機関だと考えております。

委員 長
1 0 番

10番。

重要な諮問機関だと考えていながら、そういうふうには扱ってないですね。まず、今回の議会でその案が承認されたんですが、医療過誤がありました。最終的に和解で7,200万円というこの和解案をのもうということに決定しましたね。このときも、そういうものがあるということについて、今こういう動きになっているという話について、訴訟が起こされたということについて議員協議会を開いて説明はしていたけれども、病院運営委員会では一言の話もなかった。これがまず1回ありましたね。

1月の24日に非常に大きな集団食中毒がありました。病院としても驚天動地の問題でしたね。病院に対してはいろいろな不満も言われました。担当者の方は「ここまで一生懸命やっているのに」という切実な声も聞こえていました。これに関しても2月20日ですか、病院運営委員会が開かれるまでに、非公式にも公式にも病院運営委員会は全くこのことについて話を聞かされる場もなければ、意見を申し上げる場もありませんでした。

このことは病院運営委員会の中でも指摘されて、町長が、大変進め方に問題があって申しわけないというふうにおっしゃいましたよ。あのとき町長は、こんなにま

でここへ来て謝らせられなければならないのかって、冗談に紛らわせながら苦い思いを吐露していましたよ。そういう進め方をしているんですよ、あなたの方は。

そしてこれが3回目だ。二度あることは三度あるとはよく言ったものでして、だから言っているんです。病院運営委員会って何なんだということになりませんか。こここのところの費目にも病院運営委員会報酬というのが31万 2,000円ついていますが、こんな扱いをする、いわばお供えの上のミカンのような存在ならば、この金ももったいないんじゃないですか。意味がないでしょう。いかがですか。

委員長

町長。

町長

私からお答えさせていただきたいと思います。

病院運営委員会のみならず、各運営委員会並びに委員会の重要性は私も十分に承知をしておるつもりであります。

今ご指摘がございましたように、病院運営委員会に厳しい指摘、すなわち不手際があったということは、私も大変申しわけなく思っておるわけでありまして。今後運営のあり方について、各運営委員会、さらにまた委員会等にもそういうことがないように、私からも強く指導してまいりたい、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

10番。

10番

それでお聞きしますけれども、今回諮問中のものについて町長が執行方針で、既にもう改善計画が決まったかのごとおっしゃってしまったんですけれども、この後、運営委員会の方でこの改善計画に、具体的に言うといろいろな問題が指摘されているんですよ、既に。これではうまくないと、もっとこういうふうにした方がいいというようなものが出たときには、どういうふうにいたします。今の執行方針と矛盾することになりませんか。そのあたりどういうふうにお考えでしょうか。

委員長

町長。

町長

確かに、執行方針の17ページにはそのように記述されておるわけでありまして。また、私自体もそのとおり執行方針を申し述べたわけでありまして。そういう中で、1月18日に諮問されたという事態で、私は動き始めた。ただし、確定したものでないということは、先ほど事務長からお話ありましたし、さらにはまた室cm委員から給食の委託については同意を得たというようなお話もありましたので、そういう中での執行方針であると、私はそのように理解しておりますので、ご理解を賜りたい

と存じます。

委員 長

10番。

10 番

いずれにしても、恐らく町長のところにきちんとした話が行ってなかったんだろ
うということが今から推察されますね。それで、いずれにしても現在諮問中のござ
いますので、そこでもって出た病院運営委員会の結論については、執行方針の文面
がどうのこうの言いませんから、十分に重用して、そしてよりよい改善計画に基づ
いて病院の改善を図っていただきたいと、これは切にお願いするところなんです
が、いかがでしょうか。

委員 長

町長。

町 長

お答えいたします。

ただいまご指摘ありましたように、厚岸町病院事業経営改善計画、私は先ほど来
からご答弁をいたしておりますとおり、今日の厚岸町立病院に対する改善なり改革
は、絶対やらなければならないと考えておるわけであります。

その中で私が考えますのは、やはりより健全経営を目指していかねばならない。
しかも公営企業であります。その点も十分に踏まえながら病院運営を図っていかな
ければならない、そのようにも考えているわけでございまして、各委員からの貴重
なご意見、期待をいたしておるわけでございまして、よろしくお願ひしたいと存
じます。

委員 長

よろしいですか。

3番。

3 番

給食業務については、今お話があったとおりですよ。それで、給食業務の業者
の決定について、どういうふうになっていますか。全然報告ないですよ。話もな
い。この予算書では、給食業務の委託料という形で出ていますが、既に決定してい
るわけでしょう。どうなんですか。

委員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

この委託の関係でございますけれども、当然新年度に向けて準備を進めさせてい
ただいておりますけれども、現在、仮契約ということで進めさせていただいており
ます。当然、まだ予算の議決も得てございませんので、本契約にはこれからの話で
ございます。それで、一応今進めさせている業者につきましては、日清医療食品と
いう会社でございまして、結構大手の、こういう病院関係、施設関係では約 269件

というところで委託をしている業者でございまして、そこと今打ち合わせをやって進めさせていただいているところでございます。

委員長 3番。

3番 本来であれば、議会の議決事項なんですよ。本来であれば。けれども、地方公営企業については議会の議決を必要としないということになっているんですね。だからといって、説明なしということにはならないんじゃないですか。しかも、もう大分前にその会社名で新聞チラシが入っていますよね、折り込みチラシが。何の説明もないというのはおかしいんじゃないですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 この委託の業務を推進するに当たって、やはり今委員さんがおっしゃるとおり、もう少しそういう情報を的確に知らせるべきだということについては、今反省をしているところでございます。

委員長 3番。

3番 これでやめますけれども、運営委員会にも、論議してきて賛成だけではなくて、まあ賛成多数で承諾をしましたけれども、業者が決まったら決まったで、きちんと報告すべきではないんですか。そして、予算の説明に当たっても、きちんとそのことを議会に報告すべきではないんですか。そのことを言っているんですよ。あまりにもずさんではないのかということです。

委員長 病院事務長。

病院事務長 確かに運営委員会の席におきましても、そのような業者の、今こういうことだという詳細なことは説明もしていなかったわけでございます。確かに議員さんのご指摘のように、もう少しきちんとやはり報告をした中で進めるべきだと私も思いますので、この辺は十分反省をしながら今後の取り組みに進めていきたいなど、こう考えております。

委員長 いいですか。

総体的に、他にありませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませ

んか。

委員長 (「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

委員長 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 以上で本予算審査特別委員会に付託された予算10件の審査は全部終了いたしました。

委員長 よって、平成15年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻 14時22分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年3月20日

平成15年度各会計予算審査特別委員会
委員長